

議案第18号 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改廃又は制定の目的又は趣旨

本議案は、出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令等の一部が改正されることから、その改正に準じて本市の出産育児一時金の支給額を改正する。

2 主な改正（制定）内容

国民健康保険の出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるもの。

3 規定の主な内容

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

4 施行年月日

令和5年4月1日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険条例の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

担当

こども健康部保険年金課

国民健康保険係

電話463 - 0283